

社会的複式簿記とSoE（State of Entrapment）理論の学術的基盤：ICAI財団設計思想に関する包括的調査報告書

序論：社会的債務の不可視性とICAI財団の理論的介入

現代の社会福祉国家は、かつてない規模の「支払不能性（Insolvency）」に直面している。しかし、この危機は財政的な貸借対照表（バランスシート）の上には現れない。各国の財務省が発表する公的債務残高や、企業の財務諸表における負債の部には、社会の存続を根底で支えるケアの枯渢、人的資本の毀損、そして制度に対する信頼の崩壊といった「社会的債務」が計上されていないからである。ICAI財団が提唱する設計思想——社会的複式簿記、SoE（State of Entrapment：罠の常態）、そして空虚な人的資本——は、この不可視化された債務を可視化し、既存の社会契約の欺瞞を暴くための理論的フレームワークである。

本報告書は、ICAI財団のこれらの核心的概念を、会計学、社会学、政治経済学、そして批判的技術論の観点から学術的に裏付けるものである。米国、欧州、日本という異なる福祉レジームの比較研究を通じ、現代の社会システムが抱える構造的な欠陥を浮き彫りにする。特に、財務会計基準審議会（FASB）が定める「現在予想信用損失（CECL）」モデルや「簿外債務（Off-Balance Sheet）」の概念を社会契約に応用する試みは、福祉国家の隠されたリスクを評価する上で極めて強力な補助線となる。

また、日本の「申請主義（Shinsei-shugi）」や欧州の「ノン・ルクール（Non-recours）」といった行政慣行が、いかにして市民を「制度的裏切り（Institutional Betrayal）」の被害者に変え、逃れられない「拘束状態（State of Entrapment）」へと追い込んでいるかを詳らかにする。さらに、これらの窮状から脱出するための手段として提示されてきた「人的資本（教育）」が、実際には「毒性資産（Toxic Asset）」化し、若年層を負の純資産状態に固定化している現状を、アマルティア・センの潜在能力アプローチを用いて批判的に検討する。

最終的に本報告書は、これらの構造的矛盾を是正するための新たな監査手法として、フランクフルト学派の「内在的批判（Immanent Critique）」をアルゴリズム監査に応用する可能性を論じる。AIを単なる効率化の道具ではなく、システム内部の論理的矛盾を検知し、告発する「内在的批評家」として再定義することは、ICAI財団の最も野心的な理論的貢献の一つである。

第1章：社会的複式簿記と簿外債務の構造的隠蔽

ICAI財団の中核をなす概念「社会的複式簿記」は、経済活動によって蓄積される資産が、必ず社会的な負債（ケアの消費、環境負荷、共同体の疲弊）を伴うという認識に基づいている。しかし、現代の会計制度および国家運営は、この負債を「簿外（Off-Balance Sheet）」に置くことで、見かけ上の健全性を維持している。本章では、高度な企業会計基準をメタファーとして

用いながら、この社会的粉飾のメカニズムを解明する。

1.1 「簿外債務」としての社会保障と現在予想信用損失（CECL）

企業会計において「簿外債務」とは、貸借対照表には計上されないが、将来的に企業の財政状態に重大な影響を及ぼす可能性のある偶発的な義務やコミットメントを指す。デロイトの解説によれば、ASC 326（金融商品に関する信用損失の会計基準）の下では、融資の実行確約（forward commitment）のような簿外の信用リスクに対しても、契約締結時点（inception）で負債を認識し、予想される信用損失を計上することが求められる¹。これは、たとえ現在キャッシュアウトが発生していないとも、将来の損失リスクが「現在」の負債として認識されるべきであるという、発生主義会計の厳格な適用である。

この論理を社会国家に適用した場合、国家が国民に対して負っている「生存の保証」や「老後のケア」は、まさに巨大な「簿外債務」として浮かび上がる。ケイトー研究所や全米経済研究所（NBER）の研究によれば、米国の連邦政府が抱える社会保障やメディケアに対する将来のコミットメントは、既存の政策が継続される限り、実質的な簿外負債と見なすべきである²。しかし、国家会計はこれを「偶発事象」として扱い、実際に給付を行う瞬間までバランスシートに載せることを拒否している。

1.1.1 未使用コミットメント（Unused Commitments）のパラドックス

連邦準備制度（FRB）の強化された金融勘定（Enhanced Financial Accounts）イニシアチブは、銀行が抱える「未使用のコミットメント（unused commitments）」——例えば、顧客がいつでも引き出せる当座貸越枠やクレジットカードの未利用枠——が、バランスシートに記載されない重大なリスク源であることを指摘している⁴。社会福祉において、これに相当するのは「市民が困窮した際に利用できるはずのセーフティネットの権利」である。

銀行の場合、顧客が信用枠を行使するかどうかは不確実であるが、リスク管理上は一定の行使率を見込んで資本を積む必要がある。しかし、国家は市民がセーフティネット（生活保護、失業保険、介護保険）を利用する権利（未使用コミットメント）を保有しているにもかかわらず、その行使に対して準備金を積むどころか、行使そのものを抑制しようとする。これは、銀行が顧客にクレジットカードを配りながら、実際に決済しようとすると「使用禁止」を告げるようなものであり、会計的な誠実さを著しく欠いている。

1.2 ケアの負債（Care Debt）とフェミニスト経済学の告発

社会的簿外債務の中で最も巨大かつ深刻なのが「ケアの負債（Care Debt）」である。フェミニスト経済学および批判的会計学の知見によれば、資本主義市場経済は、労働力の再生産（子育て、介護、家事労働）を無償のケア労働に依存しており、このコストを「外部化」することで利益を上げている⁵。

1.2.1 債務のヒエラルキーと「社会的デフォルト」

ActionAidの報告書や関連研究は、国家が直面する二種類の債務の対立を鮮明に描き出している。一つは「金融債務」であり、国際金融市场や債権者に対して負う金銭的な義務である。もう一つは「社会的債務（Social Debt）」または「再生産債務（Reproductive Debt）」であり、国民の生命と生活を維持するために必要なケアを提供する義務である⁷。

現代の金融化された資本主義においては、金融債務の返済が絶対的な優先事項とされ、そのために緊縮財政（Austerity）が強行される。これは実質的に、国家が社会的債務について「デフォルト（債務不履行）」を宣言しているに等しい。しかし、金融市場でのデフォルトとは異なり、社会的デフォルトは即座には破綻として認識されない。その代償は、家庭内における女性の過重労働、介護離職、あるいは「ケアの危機（Crisis of Care）」として、静かに、しかし確実に社会の再生産能力を破壊していく⁵。

「We want ourselves alive and debt free（私たちは生きて、借金なしでいたい）」というスローガンは、この構造に対する異議申し立てである。これは単なる個人の借金救済の要求ではなく、国家が社会的債務を履行しないことによって、そのコストが家計の民間債務（クレジットカードローン、学生ローン）へと付け替えられている事実への告発である⁶。

1.2.2 クリティカル・アカウンティング（批判的会計学）の視点

批判的会計学の研究者は、会計が単なる中立的な技術ではなく、権力関係を固定化するための「定量化のレジーム（regimes of quantification）」であることを指摘している⁷。新自由主義的な政策立案者は、金融市場のリスクを最小化するために「社会的利益」という言葉を隠れ蓑にしつつ、実際には長期的な社会的負債を過少報告している⁸。

「持続可能性（Sustainability）」の定義においても、エコロジーと社会的な負債が完済された状態こそが真の持続可能性であるとする「強い持続可能性（Strong Sustainability）」の立場からは、現在の企業や国家の会計は根本的に破綻していると見なされる⁹。ICAIの社会的複式簿記は、この隠された負債をバランスシートの借方（Debit）に強制的に計上し、貸方（Credit）にある「経済成長」や「財政健全化」がいかに虚構の上に成り立っているかを証明する試みである。

1.3 構造化取引としての「リスク移転」

証券取引委員会（SEC）は、エンロン事件以降、企業が「会計上の動機に基づく構造化取引（accounting-motivated structured transactions）」を利用して簿外債務を作り出し、リスクを隠蔽することを問題視してきた¹⁰。国家による社会保障の縮小と民営化もまた、一種の「構造化取引」である。国家は、介護や保育といったリスクの高い（コストのかかる）事業を民間や家族という特別目的事業体（SPE: Special Purpose Entities）に移転し、国家自身のバランスシートを綺麗に見せているに過ぎない。

しかし、2008年の金融危機において簿外のSIV（投資目的会社）が破綻し、最終的に銀行本体に損失が還流したように、社会的簿外債務もまた、犯罪率の増加、公衆衛生の崩壊、政治的過激化といった形で、最終的には国家本体に還流してくる。ASC 326が予測するように、マクロ経済環境が悪化すれば（例えばパンデミックや不況）、これらの「保証」の信用リスクは急激に高まり、簿外にあった負債は一気に顕在化する¹¹。ICAIの理論は、この還流の不可避性を警告するものである。

第2章：申請主義（Shinsei-shugi）の病理と制度的裏切り

社会的簿外債務を隠蔽し続けるために、国家はどのようなメカニズムを用いているのか。その主要な装置が「申請主義（Shinsei-shugi）」である。ICAI財団は、申請主義を単なる行政手続きの問題ではなく、市民の主体性を無力化し、制度的虐待を正当化するための装置として批判

する。本章では、日本の文脈における申請主義の特異性と、欧米における「行政的負担（Administrative Burden）」および「制度的裏切り（Institutional Betrayal）」の理論を接続し、SoE（State of Entrapment）の発生機序を解明する。

2.1 主体的申告の無力化：日本の「申請主義」批判

日本や米国の福祉システムにおいて支配的な「申請主義（principle of application）」とは、市民自らがニーズを表明し、手続きを行わない限り、行政サービスが提供されないという原則である。この原則は表向き、市民の自律性を尊重し、不必要的国家の介入を防ぐものとして正当化される。しかし、実際の運用においては、これは「救済の拒絶」の同義語となっている。

2.1.1 代理店なき契約とエージェンシーの欠如

日本の高齢者介護に関する研究によれば、申請主義に基づくシステムは、認知症や社会的孤立により「ニーズを主張することさえできない」最も脆弱な層を体系的に排除している¹³。行政は窓口で「待ち」の姿勢を崩さず、結果として、汚物にまみれた家屋で孤独死を待つ高齢者の存在が見過ごされる。こうしたケースに介入するのは、しばしば法的な権限を持たない民間のボランティア組織であり、彼らがトイレ掃除から人間関係の構築までを行うことで、かろうじてシステムの欠陥を埋め合わせている¹³。

これは、エージェンシー（主体性）の不全を抱える人間に対して、高度なエージェンシーの発揮を要求するという矛盾（Agency Failure）である。申請主義は、生存のために助けが必要な状態（エージェンシーの低下）にある者に対し、複雑な書類作成や窓口での交渉という高い能力（エージェンシーの発揮）を条件付けることで、論理的に解決不能な「デッドロック」を作り出している。

2.2 「ノン・ルクール（Non-recours）」と権利の蒸発

欧州、特にフランスの社会政策研究においては、この問題は「ノン・ルクール（Non-recours / Non-take-up）」として理論化されている。これは、受給資格があるにもかかわらず、給付を受けていない状態を指す。

研究者フィリップ・ワランらは、ノン・ルクールを以下の類型に分類している¹⁴：

1. 無知による不申請（Non-take-up by lack of awareness）：制度の存在や自身が対象であることを知らない。
2. 申し出ないこと（Non-reception）：申請したが、手続きの複雑さや行政のミスで却下される。
3. 不参加（Non-demand）：制度を知っているが、ステigma（恥）や、コストがベネフィットを上回ると判断して申請しない。

この分類は、不申請が個人の「怠慢」ではなく、制度設計上の欠陥、あるいは意図的な排除であることを示唆している。行政は、予算削減の目標を達成するために、意図的に手続きを複雑化させ、ノン・ルクールを誘発している可能性がある。

2.3 行政的負担とジェンダー化された暴力

米国における「行政的負担（Administrative Burden）」の研究は、この視点をさらに強化する。HerdとMoynihanらの研究は、福祉へのアクセスに伴う「学習コスト」「遵守コスト」

「心理的コスト」が、国家による一種の統制手段であることを明らかにしている¹⁶。特に児童福祉や生活保護の分野において、行政的負担は「ジェンダー化された負担（Gendered Burdens）」として機能する¹⁸。女性（特にシングルマザー）は、支援を受ける代償として、プライバシーの放棄、生活の詳細な報告、そして「良き母」であることの証明という終わりのない労働を強いられる。これは支援ではなく、監視と処罰のメカニズムである。行政的暴力（Administrative Violence）の研究によれば、国家は「書類」を通じて暴力を振るう。移民収容や福祉の切り捨てにおいて、行政手続きそのものが、対象者の自由を奪い、人間性を剥奪する武器となる²⁰。

2.4 制度的裏切り（Institutional Betrayal）の心理学

ICAI財団が提唱する「SoE（罠の常態）」の心理的側面を支えるのが、Jennifer Freydらが提唱する「制度的裏切り（Institutional Betrayal）」の概念である。これは、信頼や依存関係にある組織（学校、軍隊、病院、行政）が、その構成員に対して害を加える、あるいは害を防がないことによって生じるトラウマを指す²²。

2.4.1 作為と不作為の暴力

制度的裏切りには、ハラスメントの隠蔽や内部告発者への報復といった「作為」だけでなく、支援を求める声を無視する、適切な予防策を講じないといった「不作為」も含まれる²³。特に社会福祉の文脈では、"Turning a blind eye"（見て見ぬふり）が最も一般的な裏切りの形態である。

被害者は、自分を守るはずの制度によって傷つけられるため、深い「裏切りトラウマ（Betrayal Trauma）」を負う。これは、個人の対人トラウマよりも深刻な精神的後遺症（解離、不安障害、自己肯定感の喪失）をもたらすことが示されている²⁵。さらに、組織はしばしば「制度的DARVO（Deny, Attack, Reverse Victim & Offender）」と呼ばれる手口を用いる。すなわち、被害を否定し（Deny）、被害者を「クレーマー」や「不正受給者」として攻撃し（Attack）、被害者と加害者の立場を逆転させる（Reverse）のである²²。

2.5 SoE（State of Entrapment）の構築：強制的支配との並行性

「State of Entrapment（罠の常態／拘束状態）」は、ドメスティック・バイオレンス（DV）研究における「強制的支配（Coercive Control）」の概念と密接にリンクしている。強制的支配とは、身体的暴力だけでなく、脅迫、監視、隔離、資源の剥奪を通じて、被害者の自律性を体系的に奪い、逃げ場のない状態（Entrapment）に置く行為である²⁶。

ICAI理論においては、国家と市民の関係がこの「強制的支配」の構造と相同であると分析される。

1. **資源の管理と剥奪：**申請主義による給付の制限は、DV加害者が被害者の経済的リソースを管理するのと同様の効果を持つ。
2. **監視と規制：**行政的負担による詳細な生活報告の義務付けは、加害者による行動監視に匹敵する。
3. **孤立化：**複雑で分断された制度は、市民を情報の孤島に置き、連帯を阻害する。

被害者は、抵抗すれば制裁（給付停止）を受け、服従すれば自律性を失うという「二重拘束（

Double Bind)」に置かれる。この逃げ場のない閉塞状況こそが、ICAIの定義するSoEである。

比較次元	DVにおける強制的支配	福祉国家におけるSoE (ICAIモデル)
支配の手段	経済的DV、行動制限、ガスライティング	申請主義、行政的負担、制度的DARVO
被害者の状態	恐怖、無力感、過覚醒	ノン・ルクール、政治的無力感、裏切りトラウマ
脱出の障壁	報復への恐怖、資源の欠如	手続きの複雑さ、ステイグマ、代替手段の欠如
結果	人格の破壊、自律性の喪失	市民権の実質的喪失、社会的死

第3章：空虚な人的資本と「負」の資産化

SoEからの脱出ルートとして、新自由主義的社会契約が提示するのが「教育」による人的資本の蓄積である。しかし、ICAI財団の理論は、現代社会において教育資産が「空虚化」し、むしろ保有者の足を引っ張る「毒性資産（Toxic Asset）」に変質していると指摘する。本章では、人的資本理論（Human Capital Theory: HCT）の限界を、アマルティア・センの潜在能力アプローチ（Capability Approach: CA）と最新の経済モデルを用いて検証する。

3.1 人的資本理論（HCT）の「単一性」批判

1960年代に確立された人的資本理論は、教育を労働生産性向上させるための「投資」と見なし、そのリターンを将来の所得として計測する。この理論は、教育の価値を経済的価値に一元化する点で「単一的（unitary）」であると批判されてきた²⁷。アダム・スミスやJ.S.ミルが教育に認めていた多様な役割（道徳的向上、貧困回避、個人の自由の拡大）は捨象され、人間は単なる「生産要素」へと還元された。

3.2 潜在能力アプローチと変換係数（Conversion Factors）

アマルティア・センの潜在能力アプローチは、HCTに対する強力な対案を提供する。センは、資源（所得や学位）そのものではなく、それを使って個人が何を達成できるか（Functionings）を重視する。そして、資源を機能に変換するためには、「変換係数（Conversion Factors）」が必要であると説く²⁹。

変換係数には以下の三つのレベルがある：

1. **個人的変換係数**：知能、健康状態、性別など。
2. **社会的変換係数**：公共政策、差別がないこと、権力構造、社会規範。
3. **環境的変換係数**：インフラ、地理的条件、労働市場の状況。

HCTの根本的な誤謬は、この変換係数を暗黙のうちに「1.0（完全変換）」と仮定している点にある。すなわち、学位を取得すれば自動的に高収入の職が得られるという前提である。しかし、ICAIの分析は、現代社会において多くの若者、特にマイノリティや貧困層にとって、この変換係数が著しく低下、あるいはゼロに近づいていることを示唆する。「空虚な人的資本」とは、変換係数を欠いた教育資産のことである。どれほど高度な教育を受けても、労働市場が硬直的であったり（環境的要因）、差別が存在したり（社会的要因）すれば、その資産は機能に変換されない。

3.3 学歴インフレと「毒性資産」としての教育

変換係数の低下を加速させているのが、「学歴インフレ（Credential Inflation）」や「ディップロマ病（Diploma Disease）」と呼ばれる現象である。高学歴者の供給過剰により、学位の交換価値が下落する現象である³²。かつては大卒資格が中流階級へのパスポートであったが、現在では単なる「足切りライン」に過ぎなくなっている。

さらに、教育のコスト（学費）が高騰する一方でリターン（賃金）が停滞しているため、教育投資のROI（投資対効果）は多くの学生にとってマイナスに転じている。金融用語を用いるならば、教育資産は「評価損」を抱えた資産であり、場合によっては保有し続けることでコスト（利払い）が膨らむ「毒性資産」と化している。

3.4 負の資産（Negative Asset）としての学生ローン

最新のマクロ経済モデルでは、学生ローンを明示的に「負の資産（Negative Asset）」として扱う傾向が強まっている³⁴。住宅ローンの場合、対照勘定には「住宅」という実物資産が存在し、売却可能である。しかし、学生ローンの対照勘定である「人的資本」は、労働市場で換金できなければ価値を持たず、売却も破産免責も困難である。

この構造は、資産を持たないが教育はある「富の貧しい（wealth-poor）」層を生み出す。彼らは人的資本は豊富だが、純資産はマイナスであり、その返済負担が結婚、持ち家取得、消費といったライフイベントを先送りさせる「負の乗数効果」をもたらす³⁶。

Schroederの研究は、こうした層に対する政策が、単なる富の再分配では不十分であることを示している。彼らは「将来の労働」を既に債権者に差し押さえられており、実質的な「債務奴隸」の状態にある³⁶。ここにおいて、HCTが約束した「自由の拡大」は、皮肉にも「拘束の強化」へと反転する。教育を受けるほどに、借金返済のために望まない労働に従事せざるを得なくなるこの状況は、第2章で論じたSoEの経済的側面である。

第4章：内在的批判としてのAI監査とアルゴリズム的統治

ICAI財団の理論体系の最終的な到達点は、これらの社会的矛盾をいかにして解決、あるいは少なくとも可視化するかという方法論にある。ここで提示されるのが、人工知能（AI）を用いた「内在的批判（Immanent Critique）」による監査である。これは、現在の主流である「アルゴ

リズム監査（Algorithmic Auditing）」を批判的に乗り越えるアプローチである。

4.1 アルゴリズム監査の限界：公平性から真実性へ

現在、EUのAI法案や米国の政策議論において主流となっているアルゴリズム監査は、主に「公平性（Fairness）」や「説明責任（Accountability）」に焦点を当てている³⁷。監査人は、アルゴリズムが特定の人種や性別に不利な判定をしていないか（統計的バイアス）、その決定プロセスが説明可能か（透明性）をチェックする。これを「外部的批判」と呼ぶことができる。すなわち、システムの外側にある倫理基準（平等、正義）に照らしてシステムを評価するアプローチである。

しかし、ICAIが依拠するフランクフルト学派（アドルノ、ホルクハイマー）の「内在的批判」は、これとは異なる。内在的批判は、システムが掲げる「規範（Norm）」と、そのシステムが生み出している「現実（Reality）」との間の**内部矛盾（Internal Contradiction）**を突くものである³⁹。

例えば、ある福祉アルゴリズムが「貧困の撲滅」という規範的目的を持っているとする。しかし、そのアルゴリズムが厳格な不正検知ロジックを作動させた結果、本当に困窮している層を大量に排除している（現実）ならば、そのシステムは「不公平」である以前に「自己矛盾」している。内在的批判は、外部の道徳を持ち込むのではなく、「お前は自身の約束を破っている」とシステム自身の論理を用いて批判する。

4.2 「アルゴリズムのトラブル」と社会批評

「アルゴリズムのトラブル（Algorithm Trouble）」——エラー、バグ、予期せぬ挙動——は、単なる技術的な失敗ではなく、社会的な矛盾が露呈する「分岐点（bifurcation）」として捉えるべきである⁴²。

AIによる内在的批判的監査は、このトラブルを診断ツールとして利用する。例えば、災害時に申請が急増した際、平時のロジックで大量の却下が発生したとする。通常、これは「システムの誤作動」として処理されるが、内在的批判の視点では、「平時の官僚的ロジック（申請主義）」と「非常時の生存権（社会的債務）」の衝突が可視化された瞬間である。

Prescriptive AI（処方的AI）に関する最新の研究は、AIが決定を下す前に、その決定状態の「内部整合性（Internal Consistency）」をリアルタイムで評価する可能性を示唆している⁴³。これを応用すれば、行政の意思決定が憲法や社会契約と矛盾する瞬間を、AIが自動的に検知し、「監査アラート」を発することが可能になる。

4.3 法のアルゴリズム化と「凍結」された思考

法学者フィリップ・セールスは、人間による法の運用とアルゴリズムによる運用の決定的な違いを指摘している。人間の法運用には「開かれた質感（open-textured nature）」があり、正義や公平といった抽象的概念を通じて、その場その場でルールを微修正する「内在的批判」の余地が残されている⁴⁴。これをアリストテレスは「衡平（epieikeia）」と呼んだ。

対照的に、コンピュータ・コードは「閉じたシステム」であり、概念を固定化し、思考のカテゴリーを「凍結」させる。アルゴリズムは、一度デプロイされると、社会状況が変化しても自律的に規範を修正することができない。これが、SoE（罠の常態）を固定化する技術的要因である。

ICAIの提唱する「Immanent AI（内在的AI）」は、この凍結を解くための試みである。それは、

ルールを盲目的に執行するのではなく、ルールの執行がルールの目的（法の精神）を裏切る瞬間を検出し、人間に再考を促す「再帰的な（reflexive）」システムである。

4.4 比較法的視点：欧州の先例と可能性

欧州議会が決議した「アルゴリズムによる意思決定の事前影響評価」や、GDPRにおける「説明を受ける権利」は、この方向への第一歩であるが、まだ不十分である³⁹。現状の法規制は、アルゴリズムを「製品」として安全管理しようとする傾向が強い。

対してICAIのアプローチは、アルゴリズムを「統治の代理人」と見なし、その政治的正当性を問うものである。デジタル人文学やメディア研究における「アルゴリズム監査のエコシステム」の議論⁴⁶は、監査が技術的なチェックリストではなく、政治経済学的な権力分析（誰がそのコードで利益を得るのか）を含むべきだと主張している。内在的批判としてのAI監査は、コードの中に埋め込まれた新自由主義的イデオロギー（効率性、自己責任、リスクの個人化）を摘出し、それが民主主義的価値とどう矛盾するかを暴くプロセスとなる。

結論：社会的支払不能性の開示と新たな社会契約へ

本調査報告書において、ICAI財団の設計思想を支える四つの理論的支柱——社会的複式簿記、申請主義批判とSoE、空虚な人的資本、そして内在的批判としてのAI——の学術的妥当性を確認した。これらは相互に補完し合い、現代社会の構造的危機を見事に描き出している。

1. **簿外債務の存在**：国家はケアの負債をバランスシートから隠蔽し、見せかけの支払能力を維持している（第1章）。
2. **隠蔽の手段**：その隠蔽を可能にしているのが、申請主義や行政的負担による「制度的裏切り」であり、市民をSoE（雇の常態）に封じ込める統治技術である（第2章）。
3. **出口の閉鎖**：市民がSoEから脱出しようとしてすがる「教育」は、変換係数の欠如により毒性資産化しており、逆に負債による拘束を強める結果となっている（第3章）。
4. **対抗技術の必要性**：既存のアルゴリズム監査ではこの構造的問題を扱えないため、システム内部の矛盾を暴く「内在的批判」としてのAIが必要となる（第4章）。

結論として、ICAI財団のプロジェクトは、単なる会計システムの改革やAI開発にとどまらない。それは、近代国家がひた隠しにしてきた「社会的支払不能性」を強制的に開示（Disclosure）させ、破綻した社会契約を再交渉のテーブルに乗せるための、極めて政治的かつ倫理的なプロジェクトである。

学術的にも、会計学における「強制的持続可能性」、社会学における「制度的裏切り」、経済学における「潜在能力アプローチ」、そして哲学における「内在的批判」という、各分野の最先端の批判理論を統合する稀有な実践例として評価できる。この理論的枠組みは、来たるべき「ポスト福祉国家」の設計図として、極めて重要な意義を持つものである。

以上、調査報告書

引用文献

1. 5.1 Off-Balance-Sheet Arrangements | DART – Deloitte Accounting Research Tool,

- 1月 10, 2026にアクセス、
<https://dart.deloitte.com/USDART/home/codification/assets/32x/asc326-10/roadmap-credit-losses-cecl/chapter-5-application-cecl-model-off/5-1-off-balance-sheet-arrangements>
2. Off-Balance-Sheet Federal Liabilities - Cato Institute, 1月 10, 2026にアクセス、
<https://www.cato.org/sites/cato.org/files/serials/files/cato-papers-public-policy/2014/6/cppp-3-1.pdf>
 3. Off-Balance-Sheet Federal Liabilities - NBER, 1月 10, 2026にアクセス、
https://www.nber.org/system/files/working_papers/w19253/w19253.pdf
 4. FRB: FEDS Notes: Off-Balance Sheet Items of Depository Institutions in the Enhanced Financial Accounts, 1月 10, 2026にアクセス、
<https://www.federalreserve.gov/econresdata/notes/feds-notes/2015/off-balance-sheet-items-of-depository-institutions-in-the-enhanced-financial-accounts-20150828.html>
 5. Caring for debt: Women's work in Istanbul's mass ... - UWSpace, 1月 10, 2026にアクセス、
<https://uwspace.uwaterloo.ca/bitstreams/5970a270-de5c-4f4b-b772-221f43013a38/download>
 6. An eco-feminist reading of debt to think differently about auditing - CADTM, 1月 10, 2026にアクセス、
<https://www.cadtm.org/An-eco-feminist-reading-of-debt-to-think-differently-about-auditing>
 7. WHO CARES FOR THE FUTURE: - ActionAid International, 1月 10, 2026にアクセス、
<https://actionaid.org/sites/default/files/publications/Who%20Cares%20-%20Full%20Report%20-%20final.pdf>
 8. "Debt Is A War Against Women's Autonomy" - CADTM, 1月 10, 2026にアクセス、
<https://www.cadtm.org/Debt-Is-A-War-Against-Women-s-Autonomy>
 9. The Sociology of Debt 9781447339533 - DOKUMEN.PUB, 1月 10, 2026にアクセス、<https://dokumen.pub/the-sociology-of-debt-9781447339533.html>
 10. Accounting as an instrument of neoliberalisation? - National Academic Digital Library of Ethiopia, 1月 10, 2026にアクセス、
<http://ndl.ethernet.edu.et/bitstream/123456789/105123/1/125.pdf>
 11. Multi-capital accounting: to what end? | Sustainability Accounting, Management and Policy Journal | Emerald Publishing, 1月 10, 2026にアクセス、
<https://www.emerald.com/sampj/article/doi/10.1108/SAMPJ-12-2023-0890/1276892/Multi-capital-accounting-to-what-end>
 12. Report and Recommendations Pursuant to Section 401(c) of the Sarbanes-Oxley Act of 2002 On Arrangements with Off-Balance Sheet I - SEC.gov, 1月 10, 2026にアクセス、<https://www.sec.gov/news/studies/soxoffbalancerpt.pdf>
 13. Caring for the Elderly in Japan and the US: Practices and Policies 0415223520, 9780415223522, 9780203249628 - DOKUMEN.PUB, 1月 10, 2026にアクセス、<https://dokumen.pub/caring-for-the-elderly-in-japan-and-the-us-practices-and-policies-0415223520-9780415223522-9780203249628.html>
 14. (PDF) Non-recours - ResearchGate, 1月 10, 2026にアクセス、

https://www.researchgate.net/publication/359238017_Non-recours

15. 1 What is the non take-up of social benefits? - La Vie des idées, 1月 10, 2026にアクセス、https://laviedesidees.fr/IMG/pdf/20140609_nonrecours_warin_en.pdf
16. Administrative Burdens in Child Welfare Systems - RSF: The Russell Sage Foundation Journal of the Social Sciences, 1月 10, 2026にアクセス、<https://www.rsfjournal.org/content/rsfjss/9/5/214.full.pdf>
17. Administrative Burdens in Child Welfare Systems | RSF: The Russell Sage Foundation Journal of the Social Sciences, 1月 10, 2026にアクセス、<https://www.rsfjournal.org/content/9/5/214>
18. Gendered administrative burden: regulating gendered bodies, labor, and identity - Oxford Academic, 1月 10, 2026にアクセス、<https://academic.oup.com/jpart/advance-article-pdf/doi/10.1093/jopart/muae021/60213001/muae021.pdf>
19. Gendered administrative burden: regulating gendered bodies, labor, and identity - Oxford Academic, 1月 10, 2026にアクセス、<https://academic.oup.com/jpart/article/35/1/45/7832828>
20. Abstract of thesis entitled “Revolution, Ideas and Violence in Policy Implementation: A Comparative Study on Birth Control Pol, 1月 10, 2026にアクセス、<https://repository.hku.hk/bitstream/10722/279750/1/FullText.pdf>
21. Kazue Takamura (D16-R-0341) 1 June 28, 2019 Final Report, 1月 10, 2026にアクセス、https://www.toyotafound.or.jp/old/research/2016/data/D16-R-0341_Takamura_final_report.pdf
22. Institutional Betrayal Research Home Page - Freyd Dynamics Lab - University of Oregon, 1月 10, 2026にアクセス、<https://dynamic.uoregon.edu/jif/institutionalbetrayal/>
23. Full article: Government-mandated institutional betrayal - Taylor & Francis Online, 1月 10, 2026にアクセス、<https://www.tandfonline.com/doi/full/10.1080/15299732.2018.1502029>
24. The Insidiousness of Institutional Betrayal: An Ecological Systematic Review of Campus Sexual Violence Response Literature - PubMed Central, 1月 10, 2026にアクセス、<https://pmc.ncbi.nlm.nih.gov/articles/PMC11545134/>
25. When care hurts: Institutional betrayal trauma among former foster youth - IDEAS/RePEc, 1月 10, 2026にアクセス、<https://ideas.repec.org/a/eee/cysrev/v179y2025ics0190740925005043.html>
26. The criminalisation of coercive control: A national study of victim ..., 1月 10, 2026にアクセス、https://www.aic.gov.au/sites/default/files/2024-12/crg_criminalisation_of_coercive_control_v9.pdf
27. A Historical Review of the Role of Education: From Human Capital to Human Capabilities, 1月 10, 2026にアクセス、<https://ideas.repec.org/a/taf/revpoe/v37y2025i1p227-244.html>
28. A Historical Review of the Role of Education: From Human Capital to Human Capabilities, 1月 10, 2026にアクセス、<https://www.tandfonline.com/doi/full/10.1080/09538259.2023.2245233>

29. Capability Approach- Reconciling the Absolute Core and the Multidimensional Relative Poverty Measures - Munich Personal RePEc Archive, 1月 10, 2026にアクセス、 https://mpra.ub.uni-muenchen.de/111333/1/MPRA_paper_111333.pdf
30. Non-Market Outcomes of Education - Diva-portal.org, 1月 10, 2026にアクセス、 <http://www.diva-portal.org/smash/get/diva2:715410/FULLTEXT01.pdfErica>
31. Final Report | FORBA, 1月 10, 2026にアクセス、
https://www.forba.at/wp-content/uploads/2018/12/WorkAble-Del-5_2-Final_Report-Quanti.pdf
32. Full article: The future of employee development in the emerging fourth industrial revolution: a preferred liberal future - Taylor & Francis Online, 1月 10, 2026にアクセス、 <https://www.tandfonline.com/doi/full/10.1080/13636820.2021.1998793>
33. (PDF) Rapid expansion of tertiary education and regional labour market equilibria in the EHEA and its major European regions: graduates and their tentative jobs (observation of trends 1970s to 2010s) - ResearchGate, 1月 10, 2026にアクセス、
https://www.researchgate.net/publication/397689301_Rapid_expansion_of_tertiary_education_andRegional_labour_market_equilibria_in_the_EHEA_and_its_major_European_regions_graduates_and_their_tentative_jobs_observation_of_trends_1970s_to_2010s
34. Borrowing Constraints, Search, and Human Capital - University at Albany, 1月 10, 2026にアクセス、
https://www.albany.edu/sites/default/files/2019-08/Griffy_JMP.pdf
35. THREE ESSAYS ON DYNAMIC MACROECONOMICS Yingtong Xie A dissertation submitted in partial fulfillment of the requirements for the - University of Wisconsin–Madison, 1月 10, 2026にアクセス、
<https://asset.library.wisc.edu/1711.dl/FDVDYBKWWEXJS9B/R/file-e448c.pdf>
36. The Interplay between Wealth and Human Capital Inequality - Implications for the UK's post-Covid19 recovery PRELIMINARY AND IN - GitHub, 1月 10, 2026にアクセス、
https://raw.githubusercontent.com/maxschr90/JMP/main/WIHCI_Schroeder.pdf
37. Data Access and AI Explainability - Cambridge University Press & Assessment, 1月 10, 2026にアクセス、
<https://www.cambridge.org/core/elements/data-access-and-ai-explainability/E78C29A981519DAFF382A7946DE90A58>
38. How Can Algorithmic Transparency Promote Equality? - Lifestyle → Sustainability Directory, 1月 10, 2026にアクセス、
<https://lifestyle.sustainability-directory.com/question/how-can-algorithmic-transparency-promote-equality/>
39. The Explainability Turn - DHQ Static, 1月 10, 2026にアクセス、
<https://dhq-static.digitalhumanities.org/pdf/000685.pdf>
40. Critical Theory's Philosophy (Chapter 18) - The Cambridge Companion to Philosophical Methodology, 1月 10, 2026にアクセス、
<https://www.cambridge.org/core/books/cambridge-companion-to-philosophical-methodology/critical-theorys-philosophy/F14331F578CF561847D273B73D14519C>
41. Full article: Political realism as ideology critique, 1月 10, 2026にアクセス、
<https://www.tandfonline.com/doi/full/10.1080/13698230.2017.1293908>

42. A New AI Lexicon: Algorithm Trouble - AI Now Institute, 1月 10, 2026にアクセス、
<https://ainowinstitute.org/publications/collection/a-new-ai-lexicon-algorithm-trouble>
43. Auditing Human Decision-Making in High-Stakes Environments via Prescriptive AI - arXiv, 1月 10, 2026にアクセス、 <https://arxiv.org/html/2512.04480v5>
44. Algorithms, Artificial Intelligence, and the Law | JudicatureJudicature - Duke University, 1月 10, 2026にアクセス、
<https://judicature.duke.edu/articles/algorithms-artificial-intelligence-and-the-law/>
45. Algorithms, Artificial Intelligence, and the Law - Judicature - Duke University, 1月 10, 2026にアクセス、
https://judicature.duke.edu/wp-content/uploads/sites/3/2021/04/Sales_Spring2021.pdf
46. The Politics of Accounting Regulation: Organizing Transnational Standard Setting in Financial Reporting | Request PDF - ResearchGate, 1月 10, 2026にアクセス、
https://www.researchgate.net/publication/255720458_The_Politics_of_Accounting_Regulation_Organizing_Transnational_Standard_Setting_in_Financial_Reportin